

論点③に関する委員意見

論点③

【26条】東日本大震災からの復興と障害者

1. 東日本大震災の①から③に関して、国及び地方公共団体が行うべき障害者施策について、委員の御意見をお書きください。

- ①発災直後から安否確認が行われた期間
- ②第1次避難所、第2次避難所及び福祉避難所等に避難をしていた期間
- ③仮設住宅（みなし仮設住宅を含む）に入居した期間

○阿部一彦委員

- ①発災直後から安否確認が行われた期間
 - 1) 障害特性に配慮した緊急通報システムの整備
 - 2) 障害特性に配慮した避難支援
 - 3) 災害時における個人情報の適切な活用
 - 4) 被災地以外の介護や支援に関する人材派遣並びに被災地における受け入れ手続きの簡素化
- ②第1次避難所、第2次避難所及び福祉避難所等に避難をしていた期間
 - 1) 避難所での共同生活が困難な障害者に対する福祉避難所の整備
 - 2) 障害特性に配慮した避難時の日常生活支援
 - 3) 障害者に配慮した避難所の整備（障害があっても利用できるトイレやお風呂の整備なども含む）
 - 4) 避難所での共同生活が困難な障害者に対する福祉避難所の整備
 - 5) 障害特性に配慮した生活支援情報等や将来に向けた情報の発信
 - 6) 障害理解促進のための周知・広報活動（平時における活動が重要であるが、災害発生時には平時以上に重要）
 - 7) 病院、施設や買い物などへの外出時の移動支援体制の整備
- ③仮設住宅（みなし仮設住宅を含む）に入居した期間
 - 1) ユニバーサルデザイン化された仮設住宅の整備並びに仮設住宅（みなし仮設住宅を含む）のバリアフリー化の促進

- 2) ユニバーサルデザイン化された復興公営住宅の建設と障害者の優先利用促進
- 3) 障害特性に配慮した生活支援情報等や将来に向けた情報の発信
- 4) 病院、施設や買い物などへの外出時の移動支援体制の整備

以上

○嘉田由紀子委員

論点2記載の各内容が、下記のとおり特に求められるものと考えます。論点2においては、東日本大震災の提起する課題も踏まえて記載しましたので内容の再掲は省略させていただきます。

① 発災直後から安否確認が行われた期間

論点2に記載の 1 ①ア、イ、ウ

②イ

③ア など

② 第1次避難所、第2次避難所及び福祉避難所等に避難をしていた期間

論点2に記載の 1 ①ア、イ、ウ

②ア、イ、ウ

③ア、イ、ウ、エ

④ア など

③ 仮設住宅（みなし仮設住宅を含む）に入居した期間

論点2に記載の 1 ①ア、ウ

②イ、ウ

③イ、ウ、エ

④ア など

岩手県、宮城県、福島県の意見

- 障がい者関係団体から、今般の大災害では、災害・避難に関する情報入手（特に視聴覚障がい者）、避難所生活への適応（自閉症）、生活必需品である日常生活用具（ストマ用装具等）の入手、停電時の電源確保（人工呼吸器等使用者）等に困難を来したとの話を聞いている。特に防災・災害対策は命に係わる事項であり、弱者に視点をおいた発想が望まれ、今後の災害に備えた全国に共通する課題として、障がい種別ごとの防災・避難マニュアル、福祉避難所の体制整備、避難所への日常生活用具等の備蓄などが必要と思われる。ついては、福祉避難所のほか障がい者が避難すると想定される福祉施設が災害に備え日常生活用具等を備蓄できるような支援をお願いしたい。（岩手県では、今般の大災害を踏まえ、新たな災害対応マニュアルを作成することとし作業を進めているところ。）
- 被災した障がい福祉サービス事業所の施設・設備復旧については概ね順調に進んでいるが、今後は、被災地の障がい福祉サービス事業所が復興期において安定した運営ができるよう、就労支援事業所の販路確保なども含めた事業所への支援が必要である。このため、岩手県では、障がい保健福祉圏域ごとに復興支援センターを設置して事業所への支援を行っているところであるが、これらの取組は数年継続して実施する必要があるので、財政支援をお願いしたい。
- 被災により自宅から遠く離れた仮設住宅（みなし仮設を含む）で生活している障がい者も多いことから、個々の障がい者の生活状況を把握し、必要なサービス利用を支援するなどのきめ細かい対応も必要と考えている。医療機関への移動支援のニーズが見込まれるが、移動支援の取組は市町村によって異なることから、統一的にサービス提供できるよう個別給付化するとともに、これによって財政負担が増加する被災地の自治体への財政支援をお願いしたい。また、自宅や仮設住宅から遠隔地にある障害福祉サービス事業所に通所する場合に事業所の送迎と公共交通機関を併用できるよう、送迎加算の

弾力的な取扱い（自宅と事業所間の送迎という取扱いの緩和）をお願いしたい。

○ 障害者の支援

災害の地域的規模が大きい場合、被災の度合いが深刻である場合、復旧と復興は同時期に、内容も渾然一体となって進むことになる。

居住、サービスの供給と利用、支援者の確保、福祉事業者の運営維持、就学、就業、行政の人的財政的資源等、問題となる項目は、つまるところ健全者と変わるところがない。

しかし、一口に障害者と言っても、必要とされる支援内容は一生涯様々に移り変わり、また、各人に多様で、同じく要援護者となる高齢者や子供と比べた場合、支援の効率は悪いため「今後の課題」扱いで対策が後回しになってしまう心配がある。さらに、少数者であるため、あらゆる機会に注意を払って需要を掘り起こさないと、復興全体の中では障害者というカテゴリーまるごと埋没してしまい、谷間に入ってしまう虞があります。このため、何よりも、発言の場を数多く設け、意識して発言していただくことが必要である。

また、町の復興は長期に及び、障害者やその家族、福祉事業者の置かれた状況も変化する。町づくりの進度に合わせて復旧速度を遅くも早くも対応できる「年度の縛りの小さな」助成、用地の取得や賃貸物件の活用に資するなど復興過程で福祉事業者の体力に配慮した「一般事業者よりも手厚い」助成、様々なサービス供給体制や施設の構築の後も変化する需要に合わせて「柔軟に手直しができるような」助成を可能とする財源や制度が求められる。

復興全体の速度を上げることは誰もが願うことであるが、これに取り残されず、かつ、きめ細かな配慮を盛り込むよう下支えする人員・人材を長期的に確保する方策も必要である。行政内部は県・市町村を問わず従前から慢性的に人手が足りていない。そのときどきの状況、様々なアイデアを形にし、施策に反映するためには民間の支援者と長期的、恒常的に連携する取組を担保するための財源も必要である。

○ 福祉サービスの再構築

今回の震災では、震災以前には福祉サービス体系が整備されておらず、人的つながり（大家族、近隣の助け合い等）によって、福祉サービスの働きを補完していた地域が大きく被災した。

しかし、震災により、住民は避難所から仮設住宅等へと生活の場所を移動せざるを得なかったため、地域の人的つながりが希薄になり、特に障害児・者の送迎・移動の手段、レスパイト・療育の場、就労の場（水産関係の事業所閉鎖による）が無くなるといった問題が発生し、福祉サービス体系の構築を一から始めなければならない状況になった。

このような状況に対応するため、国の復興基金事業や民間団体の支援により、応急的に福祉人材の確保、事業所の確保を始めているが、そもそも、人口が少ない地域において、制度に合致した人材や事業所を確保することは困難な状況にあることから、地域の実情に合った制度の緩和が必要と思われる。

また、今後は、当該地域の福祉サービス体系を再構築し、持続可能な事業を展開していかなければならないが、その裏付けとなる資金の確保、人材の確保、活動拠点となる用地の確保が大きな課題となっており、さらに、高台移転や集団移転等、地域の震災復興計画が進まないと、上記のようなサービス体系の再構築も進まないという状況にある。

障害児者の生活安定のために、震災復興計画実行までの期間や制度の狭間を埋めるような支援策が必要と思われる。

○ 障害者の就労

被災した障害者就労継続支援事業所等（以下「被災事業所等」という。）の収益向上を支援する目的で、県内外の企業等から様々なビジネスプランが提案される機会が多いものの、その提案の実現に当たって、被災事業所等で初期投資に対応できる余力がない、補助制度の対象外などの事由により、その提案が成立せず、被災事業所等の復興に生かせていないケースが見受けられる。また、被災初期と比べ、震災復興に関する支援の動きが鈍化してきている感がある一方で、被災事業所等の復興はまだまだ途上にあるというギャップが見られる。

企業等による社会貢献・被災地支援活動を継続的に喚起・促進させ、企業

等による支援内容に対して、被災事業所等が逃すことなく最大限にマッチングにつなげていくための仕組みづくりや財政的支援が必要である。

○ 障害者の情報保障について

震災後、復旧・復興に関し、被災者にとって欠かすことができない情報が大量に流れており、それらの情報を即座に捉え、検討を加えていくことが早期の生活再建につながる状況にある。しかし、コミュニケーション手段が限定されている視聴覚障害者は、なお情報が得にくい環境に置かれており、震災からの生活再建に関する情報保障が十分とはいえないのが実情である。

多くの都道府県や政令市には、視覚や聴覚障害者専門の情報センター等が設置されており、これらの機関を拠点として、視聴覚障害者に対する災害時の情報伝達、生活再建過程の情報保障の確保、被災障害者に対する相談支援等の機能を新たに備えることが、被災した視聴覚障害者の生活再建に向けた情報保障の観点において有効であると考えられることから、情報センター等における災害対応機能強化のための財政的支援が必要である。

○ 心のケア

今回の震災は多くの県民にとって予期しない出来事であり、災害要支援者である障害者も含めて精神的負担は本当に大きかったものと思われる。今年1月～3月にかけて実施した被災住民（民間賃貸住宅入居者対象）の健康調査において、不安、抑うつ症状を測定する指標によるK6の結果が「気分・不安障害相当」16.4%（全国調査8%）、「重症精神障害相当」が8%（全国調査3%）と全国調査より多く、被災者のうつ病やPTSD（心的外傷後ストレス障害）、アルコール問題、自殺等の増加が懸念されている。

そのため、心のケアの活動の拠点となる「みやぎ心のケアセンター」を昨年12月に設置、今年4月には石巻市、気仙沼市に地域センターを設置し、被災地の健康課題に合わせて相談体制の充実を図っているほか、震災により精神症状を呈している方、未治療な方を対象に多職種の医療チームによる訪問支援や市町村における心のケア活動の支援を行っている。

この事業の財源である障害者自立支援対策臨時特例基金の被災者心のケア支援事業については、今年度までとなっているが、復興のためには長期わたる被災者の心のケアが必要であり、長期的な財源の確保が必要である。

1 原子力災害により避難している障がい者への福祉サービスの提供について

<課題>

- ・避難した障がい者が避難先の自治体で障害福祉サービスの利用を希望しても、既存のサービス事業所では不足するが、避難の期間等が不明のため整備方針等の将来展望ができない。
- ・帰還を希望してもインフラが改善せず、サービス事業所の開設も見通せないで帰還が困難となっている。
- ・重度訪問介護について、ホームヘルパーが避難してしまい介護に対応できるヘルパーが不足している。

<要望>

上記については、障害者自立支援対策臨時特例交付金への積み増しによる「被災地における障害福祉サービス基盤整備事業」等により支援しているが、平成24年度が終期となっているので継続を必要とする。

2 心のケアについて

<課題・要望>

- ・阪神淡路大震災でも、新潟県中越大震災でも大災害時は、長期的に心のケアが必要とされ、心のケアセンターを設置している。東日本大震災においても、被災3県に設置したが、今後長期的に心のケアを担うため、長期安定的な財源措置を必要としている。
- ・大災害時には必ず必要となるものであるので、長期安定的な財源措置と併せ、制度化が望ましい。また、制度化されれば、展望を持って効率的な対応ができるものと思われる。

以上

○田中正博委員

①発災直後から安否確認が行われた期間

避難所ではなく、親戚・知人宅や津波被害に遭った自宅あるいは車中で過ごしたという方は、避難所での生活とは別の困難さに向き合うこととなった。親戚宅や自宅などで避難生活を送る人については、ネットワークから除外されがちだった。

水や食料などの支援物資、および物資や生活に関する情報は、避難所を拠点に被災者に届けられたが、結果的にそれ以外の暮らしには、物資や情報が届かず、特に知的障害のある人の家族については、障害のある人への対応をしながら必要な物資や情報を自助努力で確保しなければならない状況に追い込まれた。直接津波などの被害を受けていない地域であっても、物流や社会機能の混乱によって同様の状況に置かれる方もいた。

このような状況に対して迅速な対応が公的機関の立場には求められるべきだった。

②第1次避難所、第2次避難所及び福祉避難所等に避難をしていた期間

避難所で過ごすことの難しさが障害者とその家族には強いられた。多くの障害のある人が家族と一緒に公民館や学校などに避難したが、慣れない環境の中、集団で過ごすことが苦手なタイプの人々が生活するには、多くの困難が伴った。また、同じ場所に避難している他の住民の方々もストレスを抱え、余裕のない状況にあったため、障害のある人が動き回ったり、声を上げたりすることで周囲とトラブルになることがあった。

地域によっては避難所にいる人以外には物資を配布しない所があったり、障害のある人を連れて配給などの行列に並ぶことが難しかったり、日常的に服薬している薬が必要な種類と量が手に入らなかったりと、様々な事情と困難さが重なった。身の安全だけでなく、物資や情報などを確保するために鍵になるのは避難所となるが避難所とのつながりが絶たれやすい知的障害のある人やその家族にも、被災時にはきちんと避難所に入れるよう、または入れない場合もつながりを確保できるよう、日頃から親の会などで地域住民や行政との間で理解を深めておくことの必要性を感じた。

避難所で、管理者などの配慮で施設内の別室を用意されたり、周りの避難住民から「必要なものはありますか」と親身に接してもらったりといった

話が聞かれた。避難住民の間で人気者になったある障害のある子どもは、仮設住宅に移る際に「いなくなったら寂しくなる」と周囲から別れを惜しまれたエピソードもあった。

③仮設住宅（みなし仮設住宅を含む）に入居した期間

原発事故で遠方に避難することになり、知らない土地で福祉や生活に関する情報がなく困っていたところ、避難先の体育館に地元の育成会の会長が訪ねてきて、その地域のことを教えてくれて助かったという経験をされた方もいた。一方で、「周囲の人たちに支えられた」という方もいて、自宅に避難した方の中にも、普段はあいさつ程度しかしなかった同じマンションの住民から「困ったことはありませんか」と気を遣ってもらったり、地区の漁協のつながりで食料を届けてもらったりという話も聞かれた。日頃からの地域社会との結びつきの大切さが再確認された。

以上

○長瀬修委員

① 発災直後から安否確認が行われた期間

以下、全体を通して、復興政策全体の課題である施策と、復興政策の中で特に障害者にのみ、もしくは障害者にとりわけ重要な施策の両面がある点をまず確認したい。

- ・ 障害に配慮した情報提供（被災地での聴覚障害者と視覚障害者の死亡率が高かったことへの反省が欠かせない）
- ・ 被災者全体の安否確認を行う際の障害に関するニーズ確認と対応（これは障害者手帳等の有無にかかわらない）
- ・ 生命の危険に直結するニーズへの最優先の対応（人工呼吸器使用者や、人工透析利用者、またさまざまな医薬品を必要とする患者、障害者への対応）
- ・ 被災により失われた人的介助体制や補装具への緊急的対応
- ・ 障害者団体や他の支援団体との情報交換と連携

② 第1次避難所、第2次避難所及び福祉避難所等に避難をしていた期間

- ・ 合理的配慮の確保
- ・ 遠隔地に避難した場合の避難先での支援

③ 仮設住宅（みなし仮設住宅を含む）に入居した期間

- ・ 合理的配慮の確保
- ・ 被災により失業した障害者の再就職対策

以上

○中西由起子委員

①発災直後から安否確認が行われた期間

ガソリンや食料品を含む一般的な生活必需品に加えて、障害者の必需品としての医薬品、医療用品、介護用品、補装具、電源確保機材などが必要なところに、必要な量提供されるための方策が必要とされる。

- 要援護者リストの開示
- 支援を行なった団体・個人からの情報の集約
- 支援に集まる団体や個人をコーディネーションする能力の構築
視覚、聴覚などの障害を持つ人への、災害情報の提供
帰宅困難者や計画停電への対応などの、緊急事態全体を想定しての防災対応マニュアルの作成

②第1次避難所、第2次避難所及び福祉避難所等に避難をしていた期間

障害者が避難をしたくてもなかなかできなかった現状から

- 避難所のバリアフリー化
- 避難者のなかでの要援護者の調査
- ニーズが高い人への支援を優先できるようにコーディネーターの配置
- 福祉避難所の増加とその存在の周知と、校区ごとに少なくとも1箇所の配置

厚労省が決定したいろいろな対策の通知が現場まで迅速に伝わらなかったために

- 情報伝達経路の確立
- 支援団体への同時伝達

③仮設住宅（みなし仮設住宅を含む）に入居した期間

福祉・医療のサービス供給体制そのものが崩壊している場合、多数の医療、介助を提供できる職員の派遣が必要であった。人的資源を利用する前提として

- バリアフリー仮設住宅の設置
- 入居に際しての、ニーズに合った住宅の提供

- 必要に応じた住宅の改造
- 他の自治体からの派遣者を含む、介助者、手話通訳者、ガイドヘルパー等の派遣システムの構築と、システムの存在の周知

以上

○八幡隆司委員

先ず前提として災害発生後の対応については、支援が間に合わないこともあるため、災害発生前に行政として取組むべき点が多くあり、発災前の防災と災害後の支援を単純に切り離せるものではない。そのため論点②に関わることも含め意見を書かせていただきたい。

①発災直後から安否確認が行われた期間

大津波による避難行動は災害発生後速やかに行う必要があることから、近隣住民を主体とした避難行動が求められる。障害等級にかかわらず、避難困難者をあらかじめとりまとめ、避難行動を主体とした個人支援計画を策定する必要がある。

大地震に関しては大津波よりまだ時間的余裕もあり、近隣住民に加え、福祉サービス提供事業者を含め、避難行動だけでなくエレベーターの停止やドアがあかない、あるいは家具の転倒によって挟まれる危険性などを考え、救助活動も見据えた避難計画が必要である。

原発事故に関しては避難距離が長くなることや長期の避難生活が予想されることから、避難場所の確保と移送サービス、生活支援者が一体となった避難行動が求められ、関係団体が一体となった避難計画が必要となる。

この他避難のための情報提供の手段も含め、災害種別に応じた適切な避難計画策定が必要であり、障害当事者の主体性を尊重しながら、誰が計画策定の支援を行うのが適切かを見極め、個人支援計画を策定する必要がある。

②第1次避難所、第2次避難所及び福祉避難所等に避難をしていた期間

小学校などの指定避難所については、障害者が安心して避難できるスペースの確保と窓口、支援者の確保をあらかじめ定めておく必要があり、福祉避難所エリアや窓口等を含めた学校避難所運営マニュアルの策定と、地元住民を主体で障害当事者が参加可能な避難所開設訓練の実施を広める必要がある。

また障害者は家が居住可能であったり、近くに親戚や知人がいる場合は指定避難所を敬遠しがちであることから、障害者個々人の避難先についてふさわしい場所をあらかじめ選定しておく必要がある。その場合に指定避

難所を利用できない障害者について速やかな支援を行えるよう、想定される避難場所の把握と福祉・医療物資の調達方法などをあらかじめ決めておく必要がある。

福祉避難所については人員確保を福祉避難所協定締結先に求めるのではなく、地域や他の福祉機関と連携し、行政責任のもとに必要な人員派遣を行う仕組みを確保することが必要である。

③仮設住宅（みなし仮設住宅を含む）に入居した期間

大規模災害時応急救助指針に「(8) 住宅の仕様 高齢者・障害者等の利用に配慮した住宅の仕様は誰にとっても利用しやすいことから、通常の応急仮設住宅にあっても物理的障壁の除去された（バリアフリー）仕様とすること。」とあるように、具体的にすべての仮設住宅のバリアフリーにするための予算を災害救助法による救助の程度、方法および期間並びに実費弁償の基準に盛り込むことが必要。

それができない場合においては、入居前に住宅改修を行うことを徹底するとともに、通院、役所の手続き、買い物等の利便性に配慮した地理的条件または移送サービスの確保等を行うこと。

またみなし仮設住宅については現在も障害者の居住実態が明らかになっていないこともあり、早急に実態把握と今後の対応策を検討すること。

みなし仮設住宅の基準や契約方法、改修等についてこの際に基準を明確化し、一般の仮設住宅が利用できない障害者に対して十分周知が行えるように対策を作って欲しい。

以上

2. 1に関わり収集すべきデータとその手法について、委員の御意見をお書きください。

○阿部一彦委員

上記に関しては、東日本大震災発生後の各自治体や支援団体等の支援活動の取り組みの検証等や被災障害者の実態調査によって明確な課題として具体化する。

信頼できるデータをもとにした検証と被災障害者の実態調査が求められる。

以上

○嘉田由紀子委員

論点2に記載の 2に同じ

○田中正博委員

3月11日の発災から避難、その後の避難生活に至る過程で、それぞれがどのような状況に置かれ、どのような困難に直面したのかという点を中心に時系列に沿った話を被災された障害のある人やその家族の状況や福祉事業者、教育関係の方々からうかがい生活再建や事業所の事業継続性について総合的な調査研究をおこなう。

以上

○中西由起子委員

地方自治体は要援護者リストを作成し、毎年更新していくことが必要である。作成に当たっては、リストへの記載希望者のみ対象とする。

希望しないことが推定される精神障害や難病の障害者に関しては、別途医療施設や当事者団体などが本人の了承のもと名簿を作成する。

以上

○八幡隆司委員

何で困ったかというような質問ではガソリン不足というような一般的な回答になってしまう。福祉・医療系物資、情報、移動の問題など障害者に固有の事情で困った点を明確にし、アンケートを実施することが必要。

仮設住宅については現在居住中であることもあり、具体的に困っていることを明らかにすること。みなし仮設住宅や独自に家を借りた例も含め、仮設住宅以外に仮住まいをしている障害者の実態把握は早急に行うこと。

以上

3. 東日本大震災からの復興に関して、国及び地方公共団体が行うべき障害者施策について、委員の御意見をお書きください。

○阿部一彦委員

- 1) 仮設住宅（みなし仮設を含む）のバリアフリー化またはバリアフリー仮設住宅への転居を可能にすること
- 2) ユニバーサルデザイン化された復興公営住宅の建設と障害者の優先利用促進
- 3) 障害者や障害者家族の孤立・孤立死の防止のための取り組み
- 4) 震災に基づく障害の発生に関する情報の収集と震災前には福祉サービスを利用する必要がなかったものの、震災後に障害者の福祉サービスが必要になった障害者に対するサービスの適切な利用支援
- 5) 病院、施設や買い物などへの外出時の移動支援体制の整備
- 6) 障害者や障害者家族への生活支援情報等の障害特性に配慮した情報の受信と発信

以上

○嘉田由紀子委員

東日本大震災からの復興においては、障害者福祉サービス提供基盤の再構築やユニバーサルデザインの導入など、障害者にとって震災前より、一層生活しやすく、きめ細かい配慮が行き届いたまちづくりを進めることが望まれます。

また、障害者への理解を促進し、地域における見守り体制を構築するとともに、特に論点2記載の下記内容の推進を図り、災害時において障害者の安全と安心が守られるよう取り組む必要があります。

さらに、高台移転や集団移転等、震災復興計画の進み方によって、障害者支援に空白期間やサービス提供体制の整備に遅れが生じないように、柔軟かつ機動的な支援策や制度運用が求められます。

こうした取り組みにあたっては、復興計画への障害者の参画や意見反映が必要と考えます。

(内容の再掲は省略させていただきます。)

- 論点2に記載の
- 1 ①ア、ウ
 - ②ウ
 - ③イ、ウ、エ
 - ④イ

以上

○田中正博委員

東日本大震災と福島第一原発事故の被害により今なお困難な状況に直面している方々の生活再建に寄与することを行う。特に支援事業所については、既存の事業所の再建だけでなく現状の困り具合にも支援が届くようにして行くべきである。

以上

○長瀬修委員

- ・復興政策全般への障害の視点と障害者の参加の確保
- ・復興政策全般への改正障害者基本法の反映

以上

○中西由起子委員

障害当事者団体および障害支援者団体が自助活動によって復興に従事できるように、財政的支援を行う。

介助者や手話通訳者、ガイドヘルパーなどが避難することにより、従来の支援体制が維持できなくなるため、自治体間でそれらに従事できる支援者派遣の相互協力体制を準備しておく。

被災した高齢者や障害者に対して、ケアを受ける方法としての施設入所をすすめるのではなく、復興策の基本を地域生活とし、そのための施策を整備する。

以上

○八幡隆司委員

東北は元々交通手段が利用しにくく、それが仮設住宅の入居などでより深刻になっている。貧困の問題も大きく、有償福祉運送も厳しい人が多い、バスは赤字路線で低床バスの導入が進んでいない。移送サービスについて抜本的な検討策が必要。

また宮城、岩手の沿岸部では日ごろから居宅サービスの利用者が少なく、利用時間数も短い。障害者の社会参加が叫ばれる中で、気軽に福祉サービスを利用できる環境づくりが必要。

新たな福祉サービス提供事業者の参入に関し、資格等の要件緩和が必要。

福島では避難に伴い福祉職員の不足が深刻になっている。こちらについてもヘルパー2級などの資格にこだわらず、要件緩和が必要。また研修費助成など人材育成策についても強化が必要である。

復興については壊れた公共建築物の回復やバス高速輸送システム（BRT）についてはバリアフリー化を義務付けること。

以上

4. 3に関わり収集すべきデータとその手法について、委員の御意見をお書きください。

○阿部一彦委員

東日本大震災発災後の実態の検証と被災障害者の実態調査、生活ニーズ調査等を行う必要がある。このとき、阪神淡路大震災等、近年の大災害後の復興期の実態に関する検証が重要な検討資料となると考えられる。

以上

○嘉田由紀子委員

論点2に記載の 2④ など

○田中正博委員

- ①障害のある人の被災時に医療・臨床心理サービス・福祉機関が果たした役割
- ②障害のある人とその家族の支援と生活再建のあり方
- ③障害福祉関係事業者の防災対策と事業継続、の3系統に分けて行う。
避難から生活再建に至る過程では、どれも欠かせない要素と考える。
被災地での聞き取りを検証し、大規模災害時における障害のある人の避難や生活再建に効果的な提言とともに、東日本大震災被害からの復興を少しでも後押しする必要がある。

以上

○長瀬修委員

- ・復興計画策定過程への障害者の参加の割合

○中西由起子委員

被災障害者数と、個々人に必要なサービスの把握

【例】身辺介助、移動手段、手話通訳、ガイドヘルプ、字幕や点字による情報、投薬、医療、家事援助

ニーズ把握のための質問用紙の使用と、地方自治体職員やボランティアによる訪問調査

以上

○八幡隆司委員

障害者に関わる現地活動団体の聞き取り調査